

第10回 葛城市地域公共交通活性化協議会 会議録

開催日時 平成27年11月24日(火) 午後1時30分

開催場所 葛城市役所 新庄庁舎 2階 204会議室

欠席者

福嶋委員、西本委員、吉川修委員、中村委員、山下博委員、千ヶ崎委員

議事

1 開 会

(事務局)

○只今より、葛城市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。開催にあたりまして、山下会長よりご挨拶お願いいたします。

2 会長挨拶

○昨年度から葛城市内の公共交通を考えていくことがはじまり、みなさんにご協力をいただきながら、市内の公共交通のあり方を考えることができました。その結果、葛城市内を内回りと外回りで回る環状線ルートと、その環状線につながるミニバスルートを検討しました。利便性等を考えて市内の主なスーパーで停まるようにもしました。また、料金は1日100円、ワンコインでいかせて頂くことを決めさせて頂きました。

○本日は、運行を来年の2月頃に開始したいと思いますので、その運行開始に向けて内容を詰める部分について審議して頂きたいと思います。

(事務局)

○議事に入る前に、議員のご紹介を申し上げます。葛城市議会より赤井佐太郎議長でございます。次に、葛城市議会総務建設常任委員会より朝岡佐一郎委員長でございます。次に、葛城市都市整備部長の土谷宏巖でございます。また、地方創生人材支援制度によって葛城市の総合政策企画監として総務省よりお越しいただいている本田総合政策企画監でございます。なお、本田企画監は協議会規約の第9条第6項の規定により本協議会に参加して頂きたいと思います。

(各自)

○よろしくをお願いいたします。

(事務局)

○それでは、協議会規約の第9条第1項の規定によりまして、山下会長が会議の議長となりますので、議事進行、よろしくをお願いいたします。

2 報告案件

「(1) 葛城市コミュニティバス運行業務について」

(議長)

- 報告案件「(1) 葛城市コミュニティバス運行業務について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- 前回協議会で承認いただきました「葛城市生活交通ネットワーク実施計画」に基づく運行業務について説明します。9月25日に葛城市コミュニティバスの運行業務を行う事業者を決定するための事業者プロポーザルを行いました。プロポーザル参加依頼を3社に行い、1社が参加、2社が辞退となりました。参加1社に対して、審査した結果、審査基準を満たしておりましたので、委託先として決定しました。委託会社は奈良交通株式会社でございます。
- 次に、前回協議会后に、バスの購入を行いました。環状線ルートは日野「ポンチョ」が2台、ミニバスルートは日産「NV350 キャラバン」が4台で、3台で運行し、1台は予備車です。
- 次に、運行事業者が決定し、また、バスの納入時期等を踏まえまして、新しいコミュニティバスの運行開始日を平成28年2月15日と決定しました。なお、葛城市と運行事業者である奈良交通株式会社が実施すべき事項を資料1のスケジュールにまとめております。

(議長)

- 元々は年内に運行開始をしたいと思っておりましたが、インバウンド効果で観光バスの受注が多い状況から、葛城市が購入したいバスの納入に時間がかかり年内の運行開始が出来なくなった。その中で早くした結果、運行開始日を2月15日とさせて頂くことになった。
- 事務局から説明があったことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。
- なければ、次の議事に進みたいと思います。

4 協議案件

「(1) 協議会規約の改正について」

(議長)

- 協議案件「(1) 協議会規約の改正について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

[資料1 説明]

(議長)

- 事務局から説明があったことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。なければ、協議会規約の改正について、ご了承いただきますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

- 異議なしという声をいただきましたので、協議会規約の改正を承認させていただきます。

「(2) 葛城市コミュニティバス運行業務について」

(議長)

- 協議案件「(2) 葛城市コミュニティバス運行業務について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- 資料1のスケジュールの各申請事項に対して協議会で承認をいただくことで、道路運送法に基づく申請において、標準処理期間の短縮及び運賃認可申請の届出が緩和される等の優遇措置が適用されることとなります。
- 審議事項は、1つ目に運行ルート、2つ目にダイヤ案、3つ目に運送事業者、4つ目に運賃・料金、5つ目に使用する車両・台数、6つ目に運行開始時期、7つ目に運行休止区間及び新規区間となります。それらについて説明しますので、審議をお願いします。
- 1つ目の運行ルートについて、資料3で説明します。

[資料3、資料3別紙 説明]

- 2つ目のダイヤ案について、資料4で説明します。

[資料4 説明]

- 3つ目の運送事業者については、奈良交通株式会社でございます。
- 4つ目の運賃・料金については、運賃は1日100円とします。最初に100円を支払っていただければ、乗り継ぎも含め1日何度でもご利用いただけます。ただし、小学生は半額です。また、無料とするのは、未就学児、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方です。介護付きと記載のある方は介護人1名まで無料です。最後に、葛城市社会福祉協議会(ゆうあいステーション)におけるボランティア活動をされている方も無料にしたいと思います。
- 5つ目の使用する車両・台数については、資料5で説明します。

[資料5 説明]

- なお、日産NV350キャラバンにつきまして、通常のバスは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づいて、定められるバリアフリー基準への適合を義務付けられておりますが、当該車両については移動円滑化基準適用除外の申請を行いたいと考えております。
- 6つ目の運行開始時期については、平成28年2月15日（月）から開始いたします。
- 7つ目の運行休止区間及び新規区間については、運行事業者である奈良交通株式会社様から資料6を用いて説明をお願いいたします。

[資料6 説明]

- 本日審議した結果を、大和高田市地域公共交通活性化協議会に出席し、休止区間や運賃等を説明し、了承をいただく必要があり、そのことについても審議を頂きたいと思っております。

(議長)

- 事務局から説明があったことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。
- 休止をする路線は、資料6の図の水色の線の部分です。1つは、JR高田駅から県道5号線まで、もう1つは、北花内（白光田池東交差点）から健康福祉センター付近までの区間です。

(吉川正委員)

- 資料6の運行休止区間等の図を見ると、新設バス停が多くあるが、こんなに多くのバス停ができるのか。

(米田委員)

- 新設バス停が多くある理由は、乗合事業としての新設のバス停になることを意味する。現在の葛城市様が運行しているバス停を、殆どそのまま新しいコミュニティバスのバス停として使うことになるが、運行事業者が葛城市から奈良交通に変わるので、新しいバス停の位置づけになる。

(議長)

- 少し図面が分かりにくいですが、新設のバス停の中には、現在の葛城号やミニバスのバス停も入っているし、本当に新しいバス停も入っている。

(吉光委員代理)

- JR高田駅への乗り入れをしなくなった理由を教えてください。

(事務局)

- コミュニティバスのルートは葛城市内循環を基本に設定した。ただし、葛城市

に一番近い病院として高田市立病院があり、住民意見も踏まえて市外ではあるが高田市立病院に行かせるようにした。

(議長)

○葛城市が考えている新しいコミュニティバスのルートでは、市外は高田市立病院前までしかいかないことにしました。

(吉光委員代理)

○JR 高田駅への乗り入れをしなくなったことは大和高田市へ相談したのか。

(事務局)

○今度開催される大和高田市地域公共交通活性化協議会に出席し、休止する路線等を説明する予定です。そちらの方でも承認を受ける予定です。

(大庭委員)

○資料3の運行ルートと資料6の運行ルートが一部異なる部分がある。資料3の當麻ルートで一部山麓線を通っていない部分があるが、資料6では通っている。どちらが正しいのか。

(事務局)

○資料6のルートが正しいです。資料3が間違っていました。訂正させていただきます。当麻ルートは山麓線を通ります。

(朝岡委員)

○イトーピアのバス停について、環状線ルートの内回りも外回りも「イトーピア上」に最初に停まって、その後、下の「イトーピア集会所」に停まるようになっている。先に、「イトーピア集会所」に停まって、その後、上に行けないのか。

(議長)

○委員の意見ですが、イトーピアの坂の上に住んでいる人が、下のバス停で乗れたら便利なのではないかという意味かと思えます。

(事務局)

○イトーピアで同じ方向で回ることに関係機関と決めており、同じ方向で回れば同じバス停を使うことができる。反対に回ると道を隔てた反対側にバス停が必要になる。現時点ではこの計画でいきたい。

(議長)

○他に何かご意見等ございませんでしょうか。なければ、葛城市コミュニティバス運行業務について、ご了承いただきますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

○異議なしという声をいただきましたので、この内容を大和高田市さんの協議会に説明させて頂きたいと思えます。それも宜しいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

- その他の報告事項として、別紙でバスのラッピングの絵を配っております。
- 11月1日の「ゆめファスタ in 葛城」で集まっていた方に投票していただいた結果、紙にあるラッピング図の1番、2番、3番の順で人気が高かった。
- 1番と2番の絵をポンチョで、3番の絵をミニバスルートのキャラバンに使いたいと思えます。

「(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画について」

(議長)

○協議案件「(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

○地域内フィーダー系統確保維持計画については、前回の協議会で承認していただきましたが、本日の協議会で、運行開始日の変更等が生じておりますので、事務局より国の方に変更の届出をいたします。

(議長)

○事務局から説明があったことについて、何かご意見等ございませんでしょうか。なければ、変更の届出について、ご了承いただきますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

○異議なしという声をいただきましたので、変更の届出をいたします。

5 今後のスケジュールについて

(議長)

○次に「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

○2月15日に運行を開始しますので、それまでに次の協議会を開催するという
ことで計画させていただきます。次回の協議会の日程は、決まり次第、お知らせ
いたします。

○また、コミュニティバスの出発式を考えており、詳細が決まり次第、お知らせ
いたします。

(議長)

○2月15日にバスの出発式を予定しております。出発式の時間が決まりました
ら、またお知らせします。

○また、高齢者の料金の話がまだ残っていると思いますので、後日委員の皆さま
へご連絡をさせていただきたい。

○以上で協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。